

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年12月21日（平成28年（行個）諮問第185号及び同第186号）

答申日：平成29年5月19日（平成29年度（行個）答申第29号及び同第30号）

事件名：昭和55年頃に本人が提出した治ゆ報告書に添付した診断書の不開示決定（不存在）に関する件
昭和55年頃に本人が提出した治ゆ報告書に添付した診断書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「昭和55年頃提出した治ゆ報告書における添付した診断書」（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月14日付け防人給第11279号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書（平成28年（行個）諮問第186号に係る審査請求書の標題は「異議申立書」である。）によると次のとおりである（意見書は省略した。）。

（1）審査請求書（平成28年（行個）諮問第185号）

不存在に付、不開示とあるが同年度に係る公務災害発生報告書等が存在しており、なぜないのでしょか？

仮に廃棄されたなら廃棄の記録があるはずである。又、保存期間は何年なのでしょか。

（2）審査請求書（平成28年（行個）諮問第186号）

文書不存在に付不開示としたとあるが、納得できない。仮に廃棄されたのなら、その年月日が記録されているはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨（平成28年（行個）諮問第185号及び同第18

6号)

1 経緯

本件開示請求は本件文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に該当する保有個人情報記録されている行政文書の保有について確認を行った結果、その存在を確認することができなかったことから、法18条2項の規定に基づき、平成28年6月14日付け防人給第11279号により原処分を行ったところ、本件各審査請求がされたものである。

2 本件対象文書の保有について

本件開示請求に該当する行政文書として、海上自衛隊災害補償規則（平成22年海上自衛隊達第31号）23条1項で定める災害補償治癒報告書に添付する診断書と解し、海上自衛隊特定地方総監部特定課において、審査請求人に関する公務災害関係保管袋及び同課の行政文書ファイル管理簿を確認の上、同課内の机、書庫及びパソコン内のデータを探索したが、その保有を確認できなかった。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不存在に付、不開示とあるが同年度に係る公務災害発生報告書等が存在しており、なぜないのでしょうか」（平成28年（行個）諮問第185号）、「仮に廃棄されたのなら、その年月日が記録されているはずである。」（平成28年（行個）諮問第185号及び同第186号）として原処分の取消しを求めるが、本件開示請求については、上記2のとおり、本件対象保有個人情報の存在を確認できなかったことから不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月21日 諮問の受理（平成28年（行個）諮問第185号及び同第186号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 平成29年2月7日 審査請求人から意見書を收受（平成28年（行個）諮問第185号）
- ④ 同年4月27日 審議（平成28年（行個）諮問第185号及び同第186号）
- ⑤ 同年5月17日 平成28年（行個）諮問第185号及び同第186号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していな

いとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、不開示とされた本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件文書の探索について、処分庁が海上自衛隊特定総監部特定課において、審査請求人に関する公務災害関係保管袋及び同課の行政文書ファイル管理簿を確認の上、同課内の机、書庫及びパソコン内のデータを探索したが、本件文書の存在を確認することができなかったと説明するので、公務災害関係保管袋に保管されている文書の保存期間等について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 公務災害関係保管袋とは、公務災害として認定した案件ごとに公務災害発生報告書等の関係書類を保管している紙又は樹脂製のフォルダである。

イ 審査請求人に関する公務災害関係保管袋の中には、昭和51年から昭和56年までに作成された、審査請求人に係る災害補償記録簿、公務災害発生報告書、公務災害補償通知書の控え等が保管されている。そのため、仮に、本件文書やこれが添付されていたとする「治ゆ報告書」を取得又は作成していた場合には、審査請求人に関する公務災害関係保管袋に保管していたはずと考えられるが、同袋の中にはこれらの文書は保管されていない。

ウ 審査請求人に関する公務災害関係保管袋に保管されている文書の保存期間については、本件文書が提出されたとする昭和55年頃においては、特定地方隊文書処理規則16条及び別表第2において公務（通勤）災害の認定及び補償に関する文書は永久保存とされており、その後制定された特定地方総監部特定部標準文書保存期間基準においても、災害補償記録簿として「特定日（制度改廃）以後10年」と定められているところ、現時点において、災害補償に関する制度について特段の改廃はされていないことから、保存期間は満了していない。

(2) 諮問庁から上記(1)の特定地方隊文書処理規則及び特定地方総監部特定部標準文書保存期間基準の提示を受けて確認したところ、公務災害関係保管袋に保管されている文書の保存期間については、諮問庁の上記(1)の説明のとおりであった。

(3) そうすると、仮に本件文書が存在していたとすれば、審査請求人の公務災害に関連する文書として、廃棄されることなく審査請求人の公務災害関係保管袋に保管されていたと考えるのが合理的である。

そして、審査請求人の公務災害関係保管袋を含めた上記(1)の本件

文書の探索が特段不十分であるとはいえ、本件文書を保有していないとの諮問庁の説明は否定し難い。

(4) したがって、防衛省において本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子